

資料 1

令和 7 年 壱岐市議会定例会 12 月会議

議案関係資料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第49号関係	
壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表	1
議案第50号関係	
壱岐市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	4
議案第52号関係	
壱岐市税条例新旧対照表	8
議案第53号関係	
壱岐市立幼稚園条例新旧対照表	14
議案第54号関係	
壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	15
議案第55号関係	
壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	16
議案第56号関係	
壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	17
議案第57号関係	
壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例新旧対照表	18
議案第58号関係	
壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例新旧対照表	20
議案第59号関係	
壱岐市火災予防条例新旧対照表	21

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第19条 (略) (介護休暇)</p> <p>第20条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ）の介護をするため、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2から第23条まで (略)</p>	<p>第1条から第19条 (略) (介護休暇)</p> <p>第20条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第23条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ）の介護をするため、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2から第23条まで (略) (<u>妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等</u>)</p> <p>第23条の2 <u>任命権者は、壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他</u> <u>の事項を知らせるための措置</u></p>	

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 壱岐市職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第23条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を

必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
(勤務環境の整備に関する措置)

第23条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

以 下 (略)

以 下 (略)

壱岐市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第19条まで (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p><u>(部分休業の承認)</u></p> <p>第21条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第18条の規定による特別休暇（以下「育児時</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第19条まで (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）</p> <p><u>(第1号部分休業の承認)</u></p> <p>第21条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第18条の規定による特別休暇（以下「育児時</p>	

間」という。)を与える職員又は勤務時間条例第20条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

間」という。)を与える職員又は勤務時間条例第20条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項に規定する介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由) 第23条 第13条の規定は、部分休業について準用する。
以 下 (略)

(部分休業の承認の取消事由) 第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。
以 下 (略)

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
目次 (略) 第1条から第17条まで (略) (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、壱岐市公告式条例（平成16年壱岐市条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。	目次 (略) 第1条から第17条まで (略) (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項</u> <u>(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u> を <u>地方税法施行規則</u> （昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を壱岐市公告式条例（平成16年壱岐市条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってするものとする。	
(災害等による期限の延長) 第18条の2 (略) (納税証明事項)	(災害等による期限の延長) 第18条の2 (略) (納税証明事項)	
第18条の3 <u>地方税法施行規則</u> （昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第18条の3 <u>施行規則</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	
第18条の4から第34条まで (略) (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各	第18条の4から第34条まで (略) (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各	

号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3から第36条まで (略)
(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の

号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3から第36条まで (略)
(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。) (前年の合計所得

控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9（略）

（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）

第36条の3（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（1）・（2）（略）

（3）扶養親族の氏名

（4）（略）

2～6（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により

金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9（略）

（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）

第36条の3（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（1）・（2）（略）

（3）扶養親族又は特定親族の氏名

（4）（略）

2～6（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により

同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) (略)
- 2～5 (略)
- 第34条の4から第151条まで (略)

附 則

同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者

（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) (略)
- 2～5 (略)
- 第34条の4から第151条まで (略)

附 則

第1条から第16条の2まで (略)

第1条から第16条の2まで (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量

（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式た

<p>以 下 (略)</p>	<p>ばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</p> <p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</p> <p>以 下 (略)</p>
----------------	---

壱岐市立幼稚園条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																																
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壱岐市立郷ノ浦幼稚園</td><td>壱岐市郷ノ浦町本村触607番地2</td></tr> <tr> <td>壱岐市立勝本幼稚園</td><td>壱岐市勝本町坂本触262番地</td></tr> <tr> <td>壱岐市立霞翠幼稚園</td><td>壱岐市勝本町西戸触550番地</td></tr> <tr> <td>壱岐市立鯨伏幼稚園</td><td>壱岐市勝本町布気触927番地4</td></tr> <tr> <td>壱岐市立田河幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670番地</td></tr> <tr> <td>壱岐市立那賀幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町住吉山信触1007番地</td></tr> <tr> <td>壱岐市立箱崎幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触652番地2</td></tr> <tr> <td>壱岐市立瀬戸幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地</td></tr> </tbody> </table> <p>以 下 (略)</p>	名称	位置	壱岐市立郷ノ浦幼稚園	壱岐市郷ノ浦町本村触607番地2	壱岐市立勝本幼稚園	壱岐市勝本町坂本触262番地	壱岐市立霞翠幼稚園	壱岐市勝本町西戸触550番地	壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927番地4	壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670番地	壱岐市立那賀幼稚園	壱岐市芦辺町住吉山信触1007番地	壱岐市立箱崎幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触652番地2	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壱岐市立郷ノ浦幼稚園</td><td>壱岐市郷ノ浦町本村触607番地2</td></tr> <tr> <td>壱岐市立霞翠幼稚園</td><td>壱岐市勝本町西戸触550番地</td></tr> <tr> <td>壱岐市立鯨伏幼稚園</td><td>壱岐市勝本町布気触927番地4</td></tr> <tr> <td>壱岐市立田河幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670番地</td></tr> <tr> <td>壱岐市立那賀幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町住吉山信触1007番地</td></tr> <tr> <td>壱岐市立瀬戸幼稚園</td><td>壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地</td></tr> </tbody> </table> <p>以 下 (略)</p>	名称	位置	壱岐市立郷ノ浦幼稚園	壱岐市郷ノ浦町本村触607番地2	壱岐市立霞翠幼稚園	壱岐市勝本町西戸触550番地	壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927番地4	壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670番地	壱岐市立那賀幼稚園	壱岐市芦辺町住吉山信触1007番地	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地	
名称	位置																																	
壱岐市立郷ノ浦幼稚園	壱岐市郷ノ浦町本村触607番地2																																	
壱岐市立勝本幼稚園	壱岐市勝本町坂本触262番地																																	
壱岐市立霞翠幼稚園	壱岐市勝本町西戸触550番地																																	
壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927番地4																																	
壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670番地																																	
壱岐市立那賀幼稚園	壱岐市芦辺町住吉山信触1007番地																																	
壱岐市立箱崎幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触652番地2																																	
壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地																																	
名称	位置																																	
壱岐市立郷ノ浦幼稚園	壱岐市郷ノ浦町本村触607番地2																																	
壱岐市立霞翠幼稚園	壱岐市勝本町西戸触550番地																																	
壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927番地4																																	
壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670番地																																	
壱岐市立那賀幼稚園	壱岐市芦辺町住吉山信触1007番地																																	
壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920番地																																	

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに

特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第24条まで (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>以 下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第24条まで (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、<u>認定こども園法</u>第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあっては、<u>学校教育法</u>第28条第2項において準用する<u>認定こども園法</u>第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考				
第1条から第11条まで (略) (虐待等の禁止)	第1条から第11条まで (略) (虐待等の禁止)					
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身 に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児 の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。					
第13条から第16条まで (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断)	第13条から第16条まで (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断)					
第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談</u> <u>所等における乳児又は幼児</u> （以下「乳幼児」という。）の利用 <u>開始前の健康診断</u> が行われた場合であって、 <u>当該健康診断が利</u> <u>用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u> の全部又は一部に相当 すると認められるときは、 <u>利用開始時の健康診断</u> の全部又は一部 を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事 業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診</u> <u>断の結果を把握しなければならない。</u>	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の</u> <u>左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u> （母子保健法（昭和40年 法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査を いう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断 等」という。）が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそ</u> <u>れぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当する</u> と認められるときは、 <u>同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行</u> わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者 等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握し</u> なければならない。					
以下 (略)	<table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児</u> <u>又は幼児</u>（以下「乳幼児」と いう。）の利用開始前の健康 診断</td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始</u> <u>時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始</u> <u>時の健康診断、定期の健康診</u> <u>断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児</u> <u>又は幼児</u> （以下「乳幼児」と いう。）の利用開始前の健康 診断	<u>利用乳幼児に対する利用開始</u> <u>時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始</u> <u>時の健康診断、定期の健康診</u> <u>断又は臨時の健康診断</u>	
<u>児童相談所等における乳児</u> <u>又は幼児</u> （以下「乳幼児」と いう。）の利用開始前の健康 診断	<u>利用乳幼児に対する利用開始</u> <u>時の健康診断</u>					
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始</u> <u>時の健康診断、定期の健康診</u> <u>断又は臨時の健康診断</u>					

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第11条まで (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に 有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>以 下 (略)</p>	<p>第1条から第11条まで (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例【第2条関係】

壱岐市特別会計条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 壱岐市国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業・<u>診療施設事業</u></p> <p>以 下 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 壱岐市国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例【第3条関係】

壱岐市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第8条まで (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のため、<u>次に掲げる事業</u>を行う。</p> <p>(1) <u>診療所の設置</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業</u></p> <p>以 下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第8条まで (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために<u>必要な事業</u>を行う。</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第3条まで (略) (園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	第1条から第3条まで (略) (園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	
第5条及び第6条 (略) (野外劇場及び野外音楽堂) 第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、第5条第1項第1号の基準に適合するものであること。	第5条及び第6条 (略) (野外劇場及び野外音楽堂) 第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、第5条第1号の基準に適合するものであること。	
以 下 (略)	以 下 (略)	

壱岐市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</p> <p>第4章から第7章まで (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>第1条から第28まで (略)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。</u></p> <p>第29条2から第29条の7 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</p> <p>第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・第29条の9)</p> <p>第4章から第7章まで (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>第1条から第28まで (略)</p> <p>第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u> が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第29条2から第29条の7 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下、「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定に</u></p>	

第30条から第42条の2まで (略)
(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

第43条及び第44条 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

よる火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第30条から第42条の2まで (略)
(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

第43条及び第44条 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為(たき火を含む。)をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない

以 下 (略)	<p>ない。 (1)～(6) (略)</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p> <p>以 下 (略)</p>
---------	---

令和7年度12月補正予算（案）概要

- | | |
|-----------------|-------|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 12月補正予算の主要事業 | 2~5 |
| 3. 繰越明許費 | 6~9 |
| 4. 参考資料 | 10~12 |



高 岐 市

令和7年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
一般会計		26,765,692	196,359	26,962,051
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定 診療施設勘定 計	3,301,070 50,260 3,351,330	7,035 50,260 7,035 3,358,365
	後期高齢者医療事業特別会計		441,304	4,988 446,292
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定 介護サービス事業勘定 計	3,880,946 30,532 3,911,478	1,626 30,532 1,626 3,913,104
	三島航路事業特別会計		142,785	142,785
	農業機械銀行特別会計		163,387	163,387
	合計		8,010,284	13,649 8,023,933
	一般会計、特別会計の合計		34,775,976	210,008 34,985,984

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	731,850		731,850
	収益的支出	822,711		822,711
	資本的収入	255,820		255,820
	資本的支出	471,891		471,891
下水道事業会計	収益的収入	394,116		394,116
	収益的支出	403,251		403,251
	資本的収入	151,089		151,089
	資本的支出	198,143		198,143

令和7年度12月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
1 雑会費	雑会運営費	120,537	1,017	121,554	0	0	0	0	1,017		●		●事業の背景・目的等 雑会運営及び職員活動の効率化、ペーパーレス化を図るために平成27年にタブレット端末を導入し、平成30年に更新したものを現在まで使用しているが、耐用年数とされる3~4年を経過していることから複数の端末に不具合が生じております。職員運営に支障をきたしているため、今回新たに端末を更新する。	職会事務局 P14~15					
1 雑会費	1 雑会費												●事業内容 職会用タブレット端末更新（39台） ・職員16台、事務局4台、執行部18台、予備1台						
2 総務費	移住・定住促進プロジェクト事業	85,785	4,152	89,937	0	0	0	0	4,152	4-4 UIターン の強化	4 移住・生 活支援		●事業の背景・目的等 壱岐市総合計画「UIターンの強化」に掲げる定住・移住を推進するため、UIターン者に対する各種支援を実施するとともに、市民の島外への通勤・通学を支援することで定住人口の減少を抑制し地域の活性化を図る。	地域共創課 P14~15					
1 総務管理費													●事業内容 移住者住宅等支援において、交付対象者が当初見込みより増加しているため追加計上。						
6 企画費													<定住奨励事業補助金> 4,152千円（36,360千円→44,524千円） ①移住者住宅等支援 当初) 10件 → 見込) 22件 ②中古住宅改修費用支援 当初) 8件 → 見込) 3件 ③家賃・移住費用支援補助 当初) 90件 → 見込) 82件 ④空き家バンク活用改修支援 当初) 3件 → 見込) 2件 ⑤定住促進奨学資金償還支援 当初) 40件 → 見込) 40件						
2 総務費	地域情報通信推進事業費	265,263	2,500	267,763	0	0	0	0	2,500	5-2 情報基盤 の整備と ICTを活 かしたま いちづくり	2 ICTを活 用したま いちづくり	97 市民皆様 も職員も 便利にな れる自治体 デジタル 化の推進	●事業の背景・目的等 ケーブルテレビ施設の自主放送設備で職会放送や地域情報を取材・編集し、放送する事で公共福祉の増進、文化の向上、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。	一緒に推進課 P14~15					
1 総務管理費													●事業内容 ケーブルテレビ施設設置後14年を経過しており、センター機器および市内光ケーブル網の修繕を行う。						
7 情報管理費													○センター機器（テロッパー機材）および光ケーブル修繕費 一式						

令和7年度12月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
3 民生費	障害者自立支援給付事業	946,916	90,000	1,036,916	45,000	22,500	0	0	22,500	2-5 障がい者 福祉の充 実	3 地域福 祉の充 実	64 国県市連 携の障が い者福祉 の充実	●事業の背景・目的等 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。 ●事業内容 ○障害福祉サービス費の報酬改定等による増 ・負担割合 国1/2、県1/4、市1/4 ・当初予算額 938,516千円 → 年間見込額 1,028,516千円 ・令和7年度前期の実績により年間見込額を算出	市民福祉課	P14~15				
1 社会福祉費																			
1 社会福祉総務費																			
5 農林水産業費	有害鳥獣被害防止対策事業費	13,707	500	14,207	0	0	0	0	500	1-1 農林業の 振興	5 農村集落 活性化		●事業の背景・目的等 本市では平成26年及び令和2年にイノシシを捕獲し駆除しているが、本年9月及び10月に勝本町内において、新たな目撲情報があったため、早期に駆除することで鳥獣による生活環境や農林水産業又は生態系に関わる被害を防止する。 ●事業内容 ○通報があった際には初動が重要となるため、当初予算において壱岐地域有害鳥獣被害協議会に業務を委託しており、既に現地調査及びわな設置を実施しているが、さらに対馬獣友会への協力を要請し捕獲強化を図る。 ○イノシシ捕獲委託業務 500千円	農林課	P18~19				
1 農業費																			
3 農業振興費																			
5 農林水産業費	漁港管理費	45,133	4,624	49,757	0	0	2,700	0	1,924	1-2 水産業の 振興	1 漁業環境 の再生、 整備	27 各港にお ける既存 計画の着 実な推進	●事業の背景・目的等 漁港施設の維持管理・環境管理を実施するとともに、県が実施する漁港施設整備事業の地元負担金を負担し、漁港施設利用者の安全性・利便性の確保を図る。 ●事業内容 ①県営事業負担金（大島漁港） 3,000千円 ②市内漁港施設修繕料・電気料 1,624千円	水産課	P18~19				
3 水産業費																			
3 漁港管理費																			
6 商工費	商工振興費	64,600	1,680	66,280	0	0	0	0	1,680	1-3 物産プラ ンドと商 工業の振 興	4 生産基盤 の整備	31 小さなお 店の応援 団として 小規模店 舗の個性 を伸ばす 経営支援	●事業の背景・目的等 高額な設備導入により経営が圧迫されている市内たばこ販売店の廃業を止め、持続可能な経営を支援する。 ●事業内容 ○新たな成人識別装置が搭載された新型たばこ自動販売機の導入を余儀なくされた事業者への経営支援。 (たばこ販売店経営緊急支援) ○支援対象：長崎県たばこ販売組合壱岐支部 ○支 援 額：1,680千円	商工振興課	P18~19				
1 商工費																			
2 商工振興費																			

令和7年度12月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ	
					国費	県費	地方債	その他						
6 商工費	島外スポーツ誘致	21,437	2,000	23,437	0	0	0	0	2,000	3-3 社会教育・スポーツの充実	2 文化・スポーツ活動支援		●事業の背景・目的等 島外から宿泊を伴うスポーツ合宿及び大会に参加する団体への滞在費の一部助成により、スポーツの振興と地域経済活性化を図る。	文化スポーツ振興課 P18~19
1 商工費 4 観光費													●事業内容 ○島外スポーツ団体等誘致促進助成金 ・助成金 15,000千円→17,000千円 ・当初計画 4,000人 → 見込み4,250人	
7 土木費	住宅管理費	55,295	7,062	62,357	0	0	0	7,062	0	6-2 持続可能な財政基盤の構築	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿化の推進		●事業の背景・目的等 壱岐市公営住宅等長寿化計画に基づき住戸数改善事業等を実施し、老朽化した公営住宅等（ストック）の有効活用を図る。	建設課 P20~21
7 住宅費 1 住宅管理費													●事業内容 令和7年8月に発生した火災により被害を受けた寺頭団地の修繕工事を行う。 ○寺頭団地（A棟1戸）修繕工事一式	
9 教育費	中学校教育振興費	87,262	888	88,150	0	0	0	0	888	3-2 学校教育の充実	2 小・中学校での児童・生徒の学びの充実		●事業の背景・目的等 学校教育の充実と振興を図ることを目的とし、長崎県中学駅伝大会（男子の部）で優勝し全国大会へ出場することとなった郷ノ浦中学校の関連経費を追加する。	教育総務課 P20~21
3 中学校費 2 教育振興費													●事業内容 郷ノ浦中学校の全国駅伝大会出場に係る費用に対する補助 ○中学校体育連盟補助金 888千円	
9 教育費	青少年育成費	11,080	300	11,380	0	0	0	0	300	3-3 社会教育・スポーツの充実	2 文化・スポーツ活動支援		●事業の背景・目的等 市内の小中学校及び高等学校に在籍する児童・生徒で、スポーツ活動や文化・芸術活動において、県・九州・全国大会に参加招請を受けた団体及び個人に対し支援する。	文化スポーツ振興課 P20~21
5 社会教育費 2 青少年育成費													●事業内容 ○子ども夢プラン応援補助金 ・補助金1,000千円→1,300千円 ・九州大会等の上位大会出場が当初より増加見込みのため	

令和7年度12月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

(単位：千円)

■ 一般会計

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
9 教育費	保健体育総務費	18,344	500	18,844	0	0	0	0	500	3-3 社会教育 ・スポーツの充実	2 文化・スポーツ活動支援		●事業の背景・目的等 長崎県スポーツコミッショント連携スポーツ合宿拠点づくり推進事業を活用し、県外に拠点を置く大学・実業団チーム等によるスポーツ合宿を推進し、スポーツで人を呼ぶための戦略的なまちづくりに努める。	文化スポーツ振興課 P22~23					
6 保健体育費													●事業内容 ○スポーツ合宿拠点づくり推進事業負担金 負担割合：県1/2、市1/2 ・負担金 3,500千円→4,000千円 ・当初計画 7団体 → 見込み 8団体						
1 保健体育総務費																			

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
3 民生費	2 児童福祉費	武生水保育所高圧受電設備改修工事	9,239	R9.3.29	当初予定していた機器（変圧器）の規格が変更となり、新規格での対応を余儀なくされたことから、調整に不測の日数を要したため。
5 農林水産業費	1 農業費	郷ノ浦町堆肥センタートラックスケール更新工事	7,819	R8.7.31	入札不調により工期の確保が困難となったため。
	2 林業費	治山事業	39,300	R9.2.28	令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による林地災害の復旧を県補助事業を活用して予定しているが、事業採択が令和8年2月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	30,100	R8.7.31	2級市道住吉長峰線 工事の着手にあたり、資機材の搬入および仮設足場の設置において民地を利用する必要があり、調整に不測の日数を要したため。
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	55,000	R9.3.31	令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨により被災した箇所の復旧を補助事業を活用して予定しているが事業採択が令和7年12月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
	7 住宅費	寺頭団地修繕工事	7,062	R8.5.29	令和7年8月に発生した火災により被害を受けた市営寺頭団地の修繕工事にあたり、現地調査や入居者の移転等に不測の日数を要したことにより、年度を跨いでの施工が必要なため。
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	562,501	R9.2.28	令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年12月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	3,000	R8.6.30	普通河川 当田川 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			13,000	R8.8.31	普通河川 湯川川 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			20,000	R8.8.31	準用河川 梅津川 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			3,000	R8.6.30	普通河川 佐古川 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。

■一般会計・繰越明許費（詳細）

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	10,000	R8.7.31	2級市道 今宮線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			3,000	R8.6.30	1級市道 久喜線(1) 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			3,000	R8.6.30	2級市道 小河原線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			5,000	R8.6.30	市道 谷江片山線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			8,000	R8.7.31	市道 中野郷星坂1号線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			4,000	R8.6.30	市道 鹿山線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			4,000	R8.6.30	市道 祇園山1号線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			25,000	R8.8.31	1級市道 久喜線(2) 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			15,000	R8.8.31	1級市道 初山中央線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			5,000	R8.6.30	市道 秋山若宮1号線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			2,000	R8.6.30	市道 須気谷道辻線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			5,000	R8.6.30	市道 樅尾1号線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	6,000	R8.7.31	市道 菅牟田環状線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			3,000	R8.6.30	市道 しめノ尾安田線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			3,000	R8.6.30	市道 小水久垂線 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年10月末となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
			150		関連事務費
		公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）	4,000	R8.6.30	普通河川 名切川 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			4,000	R8.6.30	初山西地区水路（法定外公共物） 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			500	R8.5.29	市道 辻神田線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			2,000	R8.6.30	市道 湯川線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			3,000	R8.6.30	市道 中屋敷線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			24,000	R8.8.31	市道 梶田線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			2,000	R8.6.30	大原地区里道（法定外公共物） 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			2,500	R8.6.30	市道 横山土ノ本2号線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）	3,000	R8.6.30	長峰本村地区水路（法定外公共物） 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。 これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			3,000	R8.6.30	市道 牧神社線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。 これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			2,000	R8.6.30	普通河川 当田川 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。 これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			2,000	R8.6.30	市道 古城中尾線 復旧工事の測量実施にあたり、地権者の調査・同意等に不測の日数を要した。 これにより標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要なため。
			150		関連事務費
		漁港関係公共土木施設災害復旧事業（現年災）	25,340	R8.8.31	箱崎前浦漁港海岸（恵美須地区） 令和7年8月に発生した局所的な集中豪雨による災害の査定完了が令和7年12月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
合計			928,661		

令和 7 年度予算 参考資料

(12月補正予算)

【経過】

本市では平成26年及び令和2年にイノシシを捕獲し駆除しているが、本年9月及び10月に勝本町内において、新たな目撃情報があり、壱岐市農協実行組合長便で、イノシシの痕跡など目撃情報の提供を呼びかけるとともに、壱岐獣友会等関係機関による現地調査を実施し、足跡や「ぬた場」が発見された3箇所に、センサーハウジングと「くくり罠」を設置しているが、未だ生息場所を特定するに至っていない。

【今後の対策】

県内他市では、年間数百頭から数千頭のイノシシを捕獲し駆除しているが、本市では、これまでに2頭の捕獲実績しかなく、わな設置等のノウハウを持った人材が少ない。そのため、捕獲実績の多い、対馬獣友会の支援をいただき、早期捕獲、駆除に努める。

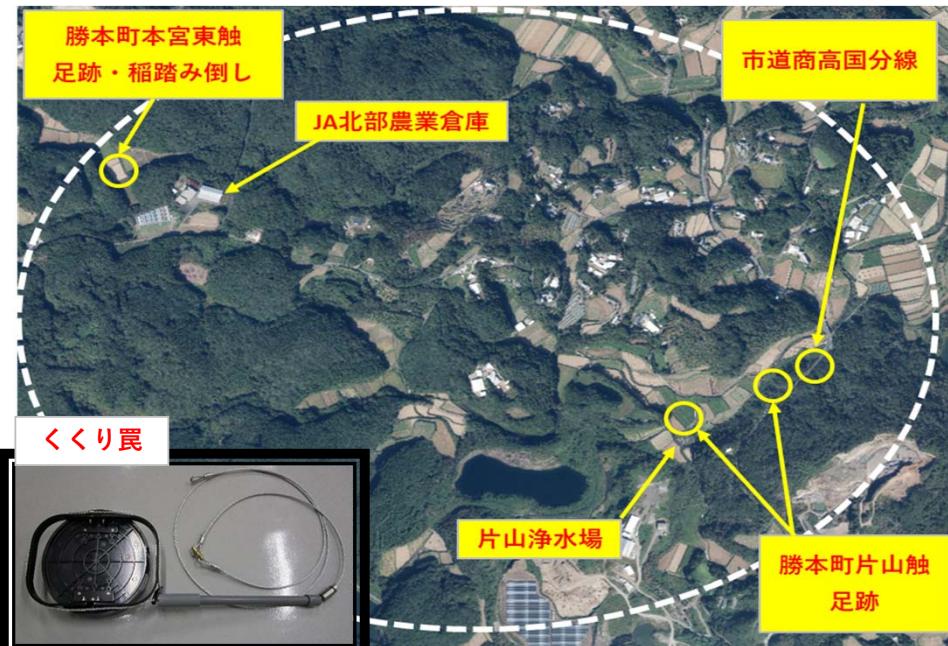
また、「わな獣免許」保持者を確保するため、狩獣免許試験の受験予定者向け講習会を島内で開催できるよう長崎県等を通じ、関係機関へ要望します。

イノシシの情報提供を !!

イノシシと思われる痕跡や農作物被害を受けられた方は、下記へお知らせください。

問い合わせ先

- 壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会事務局
壱岐市農林課農業振興班：44-6112（石田庁舎内）
- JA壱岐市営農センター：45-3805



12月補正予算額 500千円(追加)
令和7年度の壱岐地域有害鳥獣被害協議会の事業計画を変更し、現地調査及びわな設置の実施、対馬獣友会への協力を要請し捕獲強化を図る。

(単位:千円)	
財源内訳	予算額 500
	国庫支出金
	県支出金
	地方債
	その他
	一般財源 500
備考	

陸上部は、9名中5名であり、他4名は、バレーボール部、バスケットボール部、ソフトテニス部、野球部に所属している。選手として走った6名は5名が3年生で、2年生が1名である。6名中5名が昨年の県中総体に出場し、5位という好成績の残した。その経験から、今年度は、目標高く全国大会出場を掲げ、夏場から練習を本格的に始めた。各自が意識を高く持ち、チームワークよく切磋琢磨した結果が、県大会優勝という快挙を成し遂げた。

<出場経過等>

■令和7年度 長崎県中学校総合体育大会駅伝競走大会

日時:令和7年11月6日(木) 12時40分 男子の部スタート

会場:トランスクスモススタジアム長崎及びジョギングコース(諫早市)

結果:優勝 郷ノ浦中学校(男子) タイム0:58:15 全6区間(各3km)

■令和7年度 第45回男子 九州中学校駅伝競走大会

日時:令和7年11月29日(土) 11時10分 男子の部スタート

会場:トランスクスモススタジアム長崎及びジョギングコース(諫早市)

競技:男子の部 全6区間(各3km) ※県大会優勝による出場

【大会概要】

■第33回全国中学校駅伝大会

日時:開会式 令和7年12月13日(土) 14時00分~

競 技 令和7年12月14日(日)

12時15分 男子の部スタート 全6区間(各3km)

会場:開会式 滋賀県野洲市富波甲1339番地 野洲市総合体育館

競 技 滋賀県希望が丘文化公園 スポーツゾーン芝生ランド



12月補正予算額 888千円(追加)

長崎県中学駅伝大会(男子の部)で優勝し、全国大会に出場する郷ノ浦中学校の関連経費を追加する。

予算額	888
国庫支出金	
県支出金	
地方債	
その他	
一般財源	888
備考	

条例等参考資料
総務部 総務課

議案第49号 壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、妊娠・出産時や育児期の職員に対する面談等による出生時両立支援制度及び育児期両立支援制度の周知や制度の利用、働き方に係る意向聴取並びに聴取した意向への配慮等、仕事と育児の両立支援制度等に係る所要の改正を行う。

2 主な改正内容

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための仕事との両立支援制度に関する意向確認等の規定を新設する。

- ① 妊娠・出産についての申出をした職員に対する情報提供・意向確認等（出生時両立支援制度）
- ② 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等（育児期両立支援制度）

3 施行日

令和8年1月1日から施行

議案第50号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

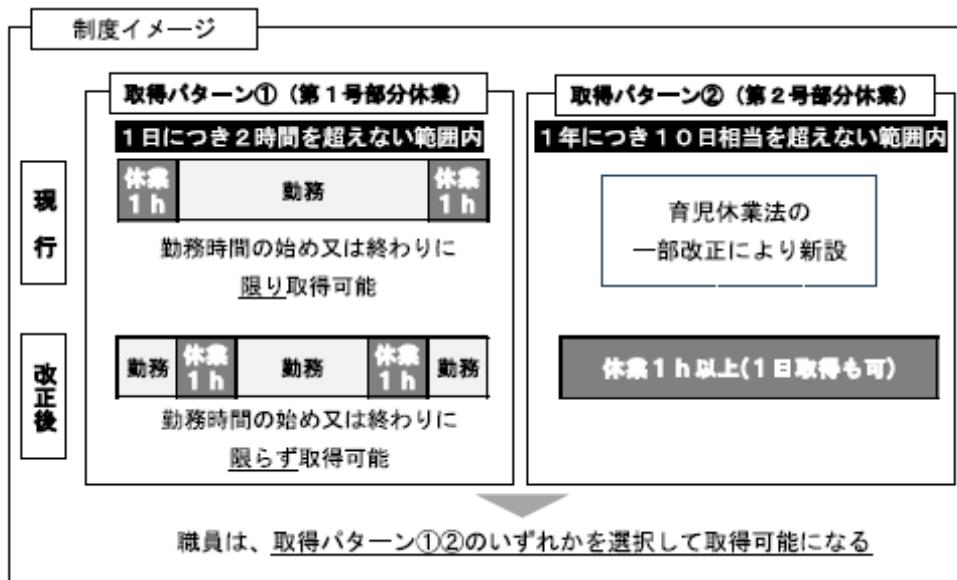
1 改正の概要

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の一部改正に伴い、本市職員の部分休業の取扱いに関し所要の改正を行う等の必要がある。

2 主な改正内容

①部分休業の取得パターンの多様化

部分休業について、国と同様に、勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止するとともに、育児休業法の改正により新設される取得パターンの請求可能時間の上限を勤務日10日相当の時間とするなどの改正を行うもの。



②子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

国と同様に、妊娠又は出産等についての申出をした職員や3歳未満の子を養育する職員に対する両立支援制度等に関する情報提供、制度の利用に係る意向確認等の措置を行うことを規定するもの。

3 施行日

令和8年1月1日から施行

条例等参考資料
総務部 総務課

議案第51号 壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について

1 改正の概要

市職員による公金の私的流用の不祥事に伴い、行政責任を明確にするため、市長及び副市長の現行の給料を1カ月間、10分の1減額する改正を行う。

2 主な改正内容

市長及び副市長の現行の給料を1カ月間、10分の1減額。

※令和8年1月分

(市長) 820,000円⇒738,000円 (△82,000円)

(副市長) 656,000円⇒590,400円 (△65,600円)

3 施行日

令和8年1月1日から施行

4 参考

議案第52号

壱岐市税条例等の一部改正について

1 改正の概要

公示送達について、公示事項が記載された書面を、従来どおり市役所前の掲示場に掲示することに加え、市に設置した電子計算機の映像面に表示し、これを閲覧できる状態に置く措置を講ずるための整備を行うもの。

個人市県民税について、大学生年代の親族等のうち合計所得金額が58万円を超えて特定扶養親族に該当しなくなる者で合計所得金額が123万円以下のもの（特定親族）を扶養する納税義務者を対象として特定親族特別控除が新たに創設されたことに伴い、申告の手続きなどに係る所要の整備を行うもの。

市たばこ税について、加熱式たばこに課税標準を算出する特例を導入する整備を行うもの。

その他地方税法の改正に伴い、所要の整備を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 法律の改正により、法律の中の第20条の2第2項に「又は公示事項を地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」が加えられたことに伴い、条例第18条中の「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。
- (2) 法律の改正により、法律の中の第34条の12が追加されたことに伴い、条例第34条の2中「又は扶養控除額を」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。
- (3) 法律の改正により、法律の中の附則第30条の3が加えられたことに伴い、条例の附則に第16条の2を加える。

3 施行日

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月24日期限）

- (2) 令和8年1月1日施行
- (3) 令和8年4月1日施行

4 参考

- (1) 従来の公示方法に加えてインターネットを活用することにより、より広範な公示が可能となる。
- (2) 所得税法の改正に合わせ、大学生世代の収入が増えた場合でも、扶養者の負担軽減が出来る。
- (3) 加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法を見直すことにより、公平な課税が可能となる。

条例等参考資料
教育委員会 教育総務課

議案第53号

壱岐市立幼稚園条例の一部改正について

1 改正の概要

壱岐市立幼稚園のうち、壱岐市立勝本幼稚園及び壱岐市立箱崎幼稚園について、令和8年3月31日をもって閉園するため、条例を改正するもの。

2 主な改正内容

壱岐市立幼稚園条例第2条の表中、壱岐市立勝本幼稚園の項及び壱岐市立箱崎幼稚園の項を削る。

3 施行日

令和8年4月1日

条 例 等 参 考 資 料
市民部子育て支援課

議案第54号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年9月26日内閣府令第84号）による虐待通報義務の創設が設けられたため、改正を行う。

2 主な改正内容

保育所等における虐待等の不適切事案を踏まえ、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設ける。

3 施行日

公布の日からとする。

4 参考

保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けることにより、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備することができる。

条 例 等 参 考 資 料
市民部子育て支援課

議案第 55 号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年9月16日内閣府令第82号)及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和7年9月26日内閣府令第84号)による虐待通報義務の創設が設けられたため、改正を行う。

2 主な改正内容

母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとし、この場合において、保育所等の長等は、その乳幼児の健康診査の結果を把握しなければならないため。

保育所等における虐待等の不適切事案を踏まえ、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設ける。

3 施行日

公布の日からとする。

4 参考

母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合は、利用乳児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができ、その場合において保育所等の長が、健診結果を把握しなければならない。

保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けることにより、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備することができる。

条 例 等 参 考 資 料
市民部子育て支援課

議案第 56 号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年 9 月 26 日内閣府令第 84 号）による虐待通報義務の創設が設けられたため、改正を行う。

2 主な改正内容

保育所等における虐待等の不適切事案を踏まえ、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設ける。

3 施行日

公布の日からとする。

4 参考

保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けることにより、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備することができる。

議案第 57 号

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例の制定について

1 改正の概要

壱岐市国民健康保険直営診療所である湯本診療所を令和 8 年 3 月 31 日をもって閉院することに伴い、壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例を制定するものである。

2 主な廃止及び改正内容

直営診療所の廃止に伴い、次の関連する条例について、廃止及び改正する。

- (1) 壱岐市国民健康保険直営診療所の設置等に関する条例である壱岐市国民健康保険直営診療所条例を廃止するもの
- (2) 壱岐市国民健康保険直営診療所財政調整基金が不要となるため、壱岐市国民健康保険直営診療所財政調整基金条例を廃止するもの
- (3) 壱岐市特別会計条例に第 1 条第 2 号に規定する国民健康保険事業・診療施設事業特別会計が不要となるため、当該部分を削るもの
- (4) 壱岐市国民健康保険条例第 9 条第 2 項第 1 号において、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のため、診療所の設置について規定していることから、第 1 号を削るもの。また、それに伴う改正をするもの

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

4 参考

地方自治法第 244 条の 2 第 2 項並びに壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例第 3 条第 1 号の規定により、特別多数議決（出席議員の 3 分の 2 以上の同意）の案件となります。

条例等参考資料
建設部 建設課

議案第58号

壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の概要

壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び施行令等の規定を引用しているが、法律施行令の一部改正に伴い改正するもの。

2 主な改正内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正（法律施行令の中の第15条が追加）する政令が令和7年6月1日に施行され、条例が引用する条文内に条ずれが生じたことに伴い、条例の一部を改正する。

3 施行日

公布の日

議案第59号 壱岐市火災条例の一部改正について

1 改正の概要

令和7年8月29日、総務省より通知された、火災予防条例(例)（以下、「条例(例)」）において、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、条例(例)の一部が改正されることに伴い、国の基準を尊重しその内容を統一するため、壱岐市火災予防条例（以下、「条例」）を改正するもの。

2 主な改正内容

（1）条例(例)の改正に伴い、第3章の2の次に次の1章を加える。

「第3章の3 林野火災の予防」

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

（2）条例(例)の改正に伴い、条例第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項「2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。」を加える。

3 施行日

令和8年1月1日